定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年三月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年三月十四日

鹿児島市下荒田三丁目二八番一二号

ユニバーサルソフト株式会社

代表取締役　髙崎　時英

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年四月十五日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年三月十四日

東京都中央区八丁堀四丁目八番二号秀和第二桜橋ビル七階

芝浦紙器梱包株式会社

代表取締役　平野有喜男

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき株主総会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年四月十五日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年三月十四日

東京都港区六本木七丁目三番二四号

株式会社クラマタデザイン事務所

代表取締役　倉俣美恵子

限定承認公告

本籍埼玉県富士見市鶴馬二丁目七番、最後の住所埼玉県富士見市大字上南畑二一番地二

被相続人　亡　加藤大二郎

右被相続人は平成二十四年十一月十日から十一日頃死亡し、その相続人は平成二十五年三月四日さいたま家庭裁判所川越支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月十四日

埼玉県富士見市鶴馬二丁目七番三七号

相続財産管理人　加藤　敏明

限定承認公告

本籍静岡県賀茂郡東伊豆町片瀬二四九番地三、最後の住所静岡県賀茂郡東伊豆町片瀬八三番地柳寿司アパート

被相続人　亡　髙橋五十一

右被相続人は平成二十四年十一月五日死亡し、その相続人は平成二十五年三月五日静岡家庭裁判所下田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月十四日

千葉県柏市旭町五丁目二番一六号ユンクパレスB―一〇二号

相続財産管理人　矢口るみ子

限定承認公告

本籍東京都墨田区本所一丁目三三番、最後の住所東京都墨田区堤通二丁目一三番一―一〇一六号コーシャハイム白鬚東

被相続人　亡　大竹　博文

右被相続人は平成二十四年九月九日死亡し、その相続人は平成二十五年一月九日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月十四日

東京都江戸川区東小松川四―二二―五メゾン三八―二〇一

相続財産管理人　大竹　康仁

限定承認公告

本籍神奈川県横浜市港北区大曽根台八八九番地、最後の住所神奈川県横浜市都筑区茅ケ崎中央四〇番三号グランクレールセンター南五二〇号

被相続人　亡　武田日出夫

右被相続人は平成二十四年十一月十九日死亡し、その相続人は平成二十五年三月四日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月十四日

横浜市都筑区茅ケ崎中央四〇番三号　グランクレールセンター南五二〇号

相続財産管理人　武田　綾子

限定承認公告

本籍神奈川県横浜市青葉区つつじが丘六番地四〇、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　山下　光朗

右被相続人は平成二十四年十一月二十二日死亡し、その相続人は平成二十五年三月五日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月十四日

神奈川県横浜市緑区長津田五丁目九―二七ミオカステーロ長津田インテルノ五〇四号

相続財産管理人　山下　元朗

限定承認公告

本籍愛知県あま市七宝町川部四反田二五番地一、最後の住所愛知県海部郡大治町大字西條字須先二四番地岡本ハイツ五〇五号

被相続人　亡　竹岡　辰雄

右被相続人は平成二十四年十一月二十一日死亡し、その相続人は平成二十五年二月二十八日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月十四日

名古屋市港区明正一丁目九七番地三

限定承認者　日比野千尋

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八億五千万円減少し四十億九千万円とすることに致しました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の要旨は、平成二十四年四月二十四日付官報の号外第九十四号五十七頁に掲載されています。

平成二十五年三月十四日

東京都千代田区丸の内二丁目七番三号東京ビルディング二一F

ARC-CapitaLand Three特定目的会社

取締役　石田　泉

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は平成二十四年四月二十七日付官報号外第九十七号の九十三頁に掲載されています。

平成二十五年三月十四日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号霞が関ビル

Tenjin―1 Retail Japan Holding特定目的会社

代表取締役　鄭　武壽

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先出資九万八千八百口を八万千八百口に消却することに致しましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年四月十六日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年三月十四日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号霞が関ビル

Tenjin―1 Retail Japan Holding特定目的会社

代表取締役　鄭　武壽

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を一億二千万円減少することとしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年四月十六日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年三月十四日

東京都千代田区丸の内二丁目七番三号東京ビルディング二一F

ARC-CapitaLand Three特定目的会社

取締役　石田　泉

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先出資九万八千八百口を八万千八百口に消却することに致しましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年四月十六日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年三月十四日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号霞が関ビル

Tenjin―1 Retail Japan Holding特定目的会社

代表取締役　鄭　武壽

正誤

ページ	段	行	誤	正

平成二十五年二月六日近畿地方整備局告示第二十九号（道路に関する件）（原稿誤り）

八下	終りから四	六番一	一七番一
〃	〃	〃	整備局及び	整備局、
〃	〃	〃	三一七番一	六番一
〃	〃	〃	事務所	事務所及び同局
				京都国道事務所

平成十九年一月十七日北海道開発局告示第一号（道路に関する件）（原稿誤り）

八ページ上段区間欄中「三八四」は「三四八」の誤り。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　三月十四日付第五一号六四日付衆会第四号四ページ●

ページ●同日付政府調達第四八号一六ページ●二月四同月一日付参会第三号三二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）